

平成27年
29号

温泉分析書

1. 申請者 住所： 福井県あわら市舟津43-26
氏名： 株式会社 グランディア芳泉 代表 山口 透
2. 源泉名及び湧出地（採水地） 源泉名： 芦原温泉 泉井番号 第29号
湧出地： 福井県あわら市舟津43-26
採水地： 同上

環研 第14H-0002501号
平成27年 4月 2日

3. 湧出地（採水地）における調査及び試験成績
- (1) 調査及び試験者： 株式会社 北陸環境科学研究所 笠原 元起
(2) 調査及び試験年月日： 平成27年 3月10日
(3) 泉温： 27.2℃ (調査時における気温：5℃)
(4) 湧出量： 15.3 L/min (掘削動力揚湯)
(5) 知覚的試験： 無色、澄明、微弱硫化水素臭、無味
(6) pH値： 8.8
(7) 電気伝導率： 0.070 S/m (25℃)
(8) ラドン (Rn)： ----

4. 試験室における試験成績
- (1) 試験者： 株式会社 北陸環境科学研究所 佐々木 滋
(2) 分析終了年月日： 平成27年 3月31日
(3) 知覚的試験： 無色、澄明、微弱硫化水素臭、無味 (試料採取後 3 時間)
(4) 密度： 0.9988 g/cm³ (20℃/4℃)
(5) pH値： 8.93
(6) 蒸発残留物： 0.398 g/kg (180℃)

5. 試料 1 kg中の成分：分量及び組成
(1) 陽イオン

成分	ミリグラム (mg)	ミリバール (mval)	ミリバール % (mval %)
ナトリウムイオン (Na ⁺)	134.9	5.87	93.32
カリウムイオン (K ⁺)	6.5	0.17	2.70
カルシウムイオン (Ca ²⁺)	5.0	0.25	3.97
----	----	----	----
----	----	----	----
----	----	----	----
----	----	----	----
----	----	----	----
----	----	----	----
陽イオン 計	146.4	6.29	100

- (2) 陰イオン

成分	ミリグラム (mg)	ミリバール (mval)	ミリバール % (mval %)
ふっ化物イオン (F ⁻)	3.4	0.18	2.88
塩化物イオン (Cl ⁻)	137.7	3.88	61.98
臭化物イオン (Br ⁻)	0.5	0.01	0.16
硫化水素イオン (HS ⁻)	0.3	0.01	0.16
硫酸イオン (SO ₄ ²⁻)	32.6	0.68	10.86
炭酸水素イオン (HCO ₃ ⁻)	75.6	1.24	19.81
炭酸イオン (CO ₃ ²⁻)	7.8	0.26	4.15
----	----	----	----
----	----	----	----
陰イオン 計	257.9	6.26	100

- (3) 遊離成分

非解離成分	ミリグラム (mg)	ミリモル (mmol)
メタけい酸 (H ₂ SiO ₃)	52.9	0.68
メタほう酸 (HBO ₂)	3.2	0.07
----	----	----
非解離成分 計	56.1	0.75

溶存物質 (ガス性のものを除く) : 0.4604 g/kg

溶存ガス成分	ミリグラム (mg)	ミリモル (mmol)
----	----	----
----	----	----
溶存ガス成分 計	----	----

成分総計 : 0.4604 g/kg

- (4) その他の微量成分

成分	ミリグラム (mg)
総砒素 (T-As)	0.01 未満
銅イオン (Cu ²⁺)	0.01 未満
鉛イオン (Pb ²⁺)	0.01 未満
総水銀 (T-Hg)	0.001 未満
遊離二酸化炭素 (遊離炭酸) (CO ₂)	0.1 未満
マグネシウムイオン (Mg ²⁺)	0.1 未満
よう化物イオン (I ⁻)	0.1 未満
----	----
----	----

6. 泉質：アルカリ性単純温泉 (低張性アルカリ性低温泉)
7. 禁忌症・適応症等は別表による

所在地 福井県あわら市光陽4丁目4番27号
登録分析機関 株式会社 北陸環境科学研究所
登録番号 福井県登録番号 第4号
代表者氏名 代表取締役 西本 正弘

温泉分析書別表

環研 第 14H-0002501 号

- 源泉名 芦原温泉 泉井番号 第 29 号
- 源泉所在地 福井県あわら市舟津 43-26
- 温泉分析申請者 住所 福井県あわら市舟津 43-26
氏名 株式会社 グランディア芳泉 代表 山口 透
- 泉 質 アルカリ性単純温泉（低張性アルカリ性低温泉）
- 分析結果による療養泉分類に基づく浴用の禁忌症、適応症等は環境省自然環境局長通知（平成 26 年 7 月 1 日）環自総発第 1407012 号によれば次のとおりである。
 - 浴用の禁忌症
一般的禁忌症 病気の活動期（特に熱のあるとき）、活動性の結核、進行した悪性腫瘍又は高度の貧血など身体衰弱の著しい場合、少し動くと息苦しくなるような重い心臓又は肺の病気、むくみのあるような重い腎臓の病気、消化管出血、目に見える出血があるとき、慢性の病気の急性増悪期
泉質別禁忌症 該当項目なし
 - 浴用の適応症
一般的適応症 筋肉若しくは関節の慢性的な痛み又はこわばり（関節リウマチ、変形性関節症、腰痛症、神経痛、五十肩、打撲、捻挫などの慢性期）、運動麻痺における筋肉のこわばり、冷え性、末梢循環障害、胃腸機能の低下（胃がもたれる、腸にガスがたまるなど）、軽症高血圧、耐糖能異常（糖尿病）、軽度高コレステロール血症、軽い喘息又は肺気腫、痔の痛み、自律神経不安定症、ストレスによる諸症状（睡眠障害、うつ状態など）、病後回復期、疲労回復、健康増進
泉質別適応症 自律神経不安定症、不眠症、うつ状態
- 分析結果による療養泉分類及び含有成分に基づく飲用の禁忌症、適応症等は環境省自然環境局長通知（平成 26 年 7 月 1 日）環自総発第 1407012 号及び環境省自然環境局自然環境整備担当参事官通知（平成 26 年 7 月 1 日）環自総発第 1407012 号によれば次のとおりである。
 - 飲用の禁忌症
含有成分別禁忌症 該当項目なし
 - 飲用の適応症
泉質別適応症 該当項目なし
- 入浴又は飲用上の注意
 - 浴用の方法及び注意
ア、入浴前の注意
(ア) 食事の直前、直後及び飲酒後の入浴は避けること。酩酊状態での入浴は特に避けること。
(イ) 過度の疲労時には身体を休めること。
(ウ) 運動後 30 分程度の間は身体を休めること。
(エ) 高齢者、子供及び身体の不自由な人は、1 人での入浴は避けることが望ましいこと。
(オ) 浴槽に入る前に、手足から掛け湯をして温度に慣らすとともに、身体を洗い流すこと。
(カ) 入浴時、特に起床直後の入浴時などは脱水症状等にならないよう、あらかじめコップ一杯程度の水分を補給しておくこと。
イ、入浴方法
(ア) 入浴温度：高齢者、高血圧症若しくは心臓病の人又は脳卒中を経験した人は、42℃以上の高温浴は避けること。
(イ) 入浴形態：心肺機能の低下している人は、全身浴よりも半身浴又は部分浴が望ましいこと。
(ウ) 入浴回数：入浴開始後数日間は、1 日当たり 1～2 回とし、慣れてきたら 2～3 回まで増やしてもよいこと。
(エ) 入浴時間：入浴温度により異なるが、1 回当たり、初めは 3～10 分程度とし、慣れてきたら 15～20 分程度まで延長してもよいこと。
ウ、入浴中の注意
(ア) 運動浴を除き、一般に手足を軽く動かす程度にして静かに入浴すること。
(イ) 浴槽から出る時は、立ちくらみを起こさないようにゆっくり出ること。
(ウ) めまいが生じ、又は気分が不良となった時は、近くの人に助けを求めつつ、浴槽から頭を低い位置に保ってゆっくり出て、横になって回復を待つこと。
エ、入浴後の注意
(ア) 身体に付着した温泉成分を温水で洗い流さず、タオルで水分を拭き取り、着衣の上、保温及び 30 分程度の安静を心がけること（ただし、肌の弱い人は、刺激の強い泉質（例えば酸性泉や硫黄泉等）や必要に応じて塩素消毒等が行われている場合には、温泉成分等を温水で洗い流した方がよいこと。）。
(イ) 脱水症状等を避けるため、コップ一杯程度の水分を補給すること。
オ、湯あたり
温泉療養開始後おおむね 3 日～1 週間前後に、気分不快、不眠若しくは消化器症状等の湯あたり症状又は皮膚炎などが現れることがある。このような状態が現れている間は、入浴を中止するか、又は回数を減らし、このような状態からの回復を待つこと。
カ、その他
浴槽水の清潔を保つため、浴槽にタオルは入れないこと。
 - 飲用の方法及び注意
ア、飲泉療養に際しては、専門的知識を有する医師の指導を受けること。また、服薬治療中の人は、主治医の意見を聴くこと。
イ、15 歳以下の人については、原則的には飲用を避けること。ただし、専門的知識を有する医師の指導を受ける飲泉については例外とすること。
ウ、飲泉は決められた場所で、源泉を直接引いた新鮮な温泉を飲用すること。
エ、この温泉はふっ素を含むため、温泉飲用の 1 回の量は一般に 100～150mL 程度とし、その 1 日の量は 470mL までとすること。
オ、飲泉には、自身専用又は使い捨てのコップなど衛生的なものをを用いること。
カ、飲泉は一般に食事の 30 分程度前に行うことが望ましいこと。
キ、飲泉場から飲用目的で温泉水を持ち帰らないこと。
ク、飲用する際には、誤嚥に注意すること。
(注) 誤嚥とは、うがいや焦って飲むことなどにより、肺や気管に水分を吸い込んでしまうことをいう。なお、嚥下障害を発症している人は飲泉を行わないこと。

(注) この別表は、温泉法第 18 条による掲示に必要な参考資料となるものである。